

31 福保医人第481号
令和元年5月27日

各病院管理者 殿

東京都福祉保健局医療政策部長

矢 沢 知 子

(公 印 省 略)

「保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する
特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令の
一部を改正する省令の施行について」等について（通知）

日頃より、東京都の保健医療行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今般、保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令73号。以下「改正省令」という。）が、平成31年4月26日に公布・施行されましたので、別添のとおり、平成31年4月26日付医政発0426第9号医政局長通知について周知します。

今回の改正の趣旨及び主な改正点は以下のとおりとなりますので、御理解の上、特定行為に係る看護師の研修制度の円滑な実施に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会において、制度の見直しについての検討が行われ、より効率的な特定行為研修の実施が必要とされ、平成30年12月14日に「特定行為研修の研修内容等に関する意見」がとりまとめられました。これを踏まえ、特定行為研修の基準等について改正を行うものです。

2 主な改正点

学習内容の重複等を整理し、科目横断的に学ぶことなどにより、研修の内容及び時間数の精練化を図るとともに、特定行為研修修了者の現場での活用に資すると考えられる領域において、実施頻度の高い特定行為をパッケージ化し研修することを可能とするものです。

詳しくは、別添「令和元年5月7日付医政発0507第7号厚生労働省医政局長通知」を御覧ください。

3 その他

下記厚生労働省のホームページに改正後の通知全文が公表されていますので、御参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>

（参考）東京都医療勤務環境改善支援センター

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/sonota/kinmukankyoukaizen/kinmukankyoukaizen/index.html>

【担 当】

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課
東京都医療勤務環境改善支援センター
人材計画担当 鶴見、田澤
電話：03-5320-4441